### 日本言語政策学会ニューズレター

November 2012, Japanese Association for Language Policy

2012年11月10日 第 20 号

発行:日本言語政策学会

務局: 〒227-8686 千葉県柏市光ヶ丘 2-1-1

麗澤大学外国語学部 山川研究 TEL/FAX: 04-7173-3427 E-mail: jalp.jimu@gmail.com URL:http://japl.jp/wp

### この号の内容

- 1. 会長挨拶
- 2. 政策動向・展望エッセイ 1
- 3. 政策動向・展望エッセイ 2
- 4. 研究動向・展望エッセイ 1
- 5. 研究動向・展望エッセイ 2
- 6. 2012 研究大会報告
- 7. 委員会報告とお知らせ

### 【1. 会長挨拶】

### 森住衛

本年度より本学会の会長職を拝命しま した森住衛(もりずみまもる)です。初代 の水谷修先生、二代目の田中慎也先生に 続いて三代目です。世間の世継ぎでは「三 代目は身上をつぶす」とも言われていま すが、これまで両先生をはじめ皆様が築 いてきた日本言語政策学会を少しでも活 発に、そして、大きくしていければと念 じておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



さて、本来ですと、この場を借りて新会長として日本の 言語政策が抱えている諸々の政策課題に言及するのが筋で すが、これについては本誌で別の欄が用意されています。 そこで、本欄では、自己紹介を兼ねて、私と言語政策との 関わりや6月の総会で表明した学会の基本方針(案)を披露 して、挨拶に代えさせていただきます。

私は英語教員としてこれまでの 40 余年を、東京高専・ 大妻女子大学・大阪大学・桜美林大学で教鞭をとってきまし た。専門は英語教育学・言語文化教育学を標榜していますが、 この内実のうち特に「異言語教育を通してどのような言語 観・文化観・人間観・世界観を育むことができるか」に関心を 抱いてきました。そして、この関心を追求する過程で、英 語教育をはじめとする言語教育行政にも関与することがあ りました。たとえば、中学英語教育の時間的な保障を求め た「中学校英語週 3 時間に反対の会」の署名運動(1980

### 森住 衛(もりずみ・ まもる)

★日本言語政策学会会長 被美林大学大学院·大阪 大学名誉教授。専門は英 語教育学・言語文化教育 学。これまで英語教育な どに関する言語教育政策 に関与。

年代前半)、中高の英語教員養成課程の科目拡充を求めた文部省への請願(1980年代後半)、学習指導要領(外国語)の改善に関する発言や執筆(1990年代以降)などです。その他、アイヌ語などの少数先住民語政策、エスペラントや英語などの国際補助語政策、諸方言など地方語維持政策、「情報弱者」に対する言語支援政策などにも関心があり、中高の英語教科書の題材や学会活動を通して多少の発信も行ってきました。

このように私なりの言語政策への関心があったからかもしれませんが、1998年末に本学会の最初の設立発起人4名が集まった際に、その末席に加わりました。他の3名は、大谷泰照先生(前理事・名古屋外国語大学教授)、田中慎也先生(前会長・吉林華僑外国語学院客員教授)、中村敬先生(前会長・吉林華僑外国語学院客員教授)、中村敬先生(前理事・成城大学名誉教授)です。この集まりが設立準備会に発展し、2000年4月に日本言語政策研究会が発足し、2年半後の2002年11月には研究会から学会に移行しました。その後、私は年数だけは長い理事として学会に関係はったの後、私は年数だけは長い理事として学会に関係はからずも会長候補として選出され、今年の3月の理事会よび6月の総会で正式に会長として承認された次第です。

先般の総会の会長挨拶では学会運営の基本方針として次 の5つを掲げました。順不同ですが、①次代を担う若い人 たちの参加、②地区研究会開催と普及活動の拡大、③国語 政策・国語教育の分野の強化、④「行動する」学会として関 係機関への提言、⑤「小さな言語」の擁護・育成、です。① は、特に運営委員がより前面に出る体制を目指します。② は、本年度は東北(盛岡/9月)・中部(名古屋/10月)・九州(宮 崎/12月)・関西(京都/1月)の4地区での開催が決定し、一 部は実施済みです。③は、小中高大の国語教員や国語政策 関係の会員の増強を試みます。④は、「言うは易く行うは難 し」ですが、6月の大会のシンポジウムで「英語以外の外 国語教育の選択必修化」への提言の準備をしました。⑤は、 不利な立場にある言語や人たちへの支援をこれまで以上に 強化します。8月初旬の「全国夜間中学校研究会」の教育 機会の法的整備を求める〈アピール〉への賛同などはこの例 に当たります。

会長就任の正式決定が6月だったために出足が遅れたこともあり、すでに私の会長としての2年間の任期の4分の

会長挨拶

1 が過ぎました。今後、上記の方針を実現すべく微力を尽くしますので、どうぞよろしくお願いいたします。当然ながら、上記以外にも活動すべきことは多々あると思います。 会員のみなさまの忌憚ないご意見·ご要望を寄せていただきたく、合わせてよろしくお願いいたします。

### 【2. 政策動向・展望エッセイ】 日本の言語教育政策を問い直す4つの領域 一 言語政策課題の一環として 一

### 森住 衛

言語政策は、国や共同体が使用する言語のありようとし て標準語や公用語の決定をしたり、その内実として文字や 表現形式を規定したりすることである。言語教育政策は、 この決定や規定を教育制度の中で実施していくための方策 を考えることである。当然ながら、JALPのような言語政 策学会にとっては、後者の教育政策も大きな関心事になる。 そこで、本稿では、JALPの政策課題の一環として、戦後 の日本の言語教育政策を概観して、何が欠落しているかを 中心に問い直してみたい。問い直す領域は、①母語教育、 ②母語以外の言語教育、③少数話者言語教育、④学校外言 語教育の4つである。①②はしばしば見かける二元的な区 分である。③④は互いに、あるいは①や②と、重複する部 分もあるが、この領域の政策の中には欠落しがちなものが あるので、あえてこのような名称で取り上げている。以下、 紙幅の都合で、特徴的な部分のみを取り出しながら概観す る。

母語教育政策は、国語教育政策と地方語教育政策に分かれる。前者は、会長挨拶でも触れたが、JALPでも強化したい分野である。新学習指導要領ではすべての教科に「言語活動」の必要性を唱えているが、それほどにこの分野は重要である。なお、名称の問題として「国語」を「日本語」に代える動きがある。「国語学会」も「日本語学会」に名称変更して久しい。後者の地方語教育政策は、ほとんど手つ

かずで、琉球語でさえも脇に置かれる傾向にある。議論や

活動は民間や学会主導で行われている状態である。

### 

★日本言語政策学会会長 桜美林大学大学院・大阪 大学名誉教授。専門は英 語教育学・言語文化教育 学。これまで英語教育な どに関する言語教育政策 に関与。

母語以外の言語教育政策は、外国語教育政策・第二言語教 育政策・国際補助語教育政策に大別できる。まず、外国語教 育であるが、日本で教えられている外国語の種類が韓国な どと比べると格段に少ない。小中高のいずれの段階でも英 語だけですべて済んでしまう。大学でも第二、第三外国語 の履修が年々減ってきている。その中で英語教育はとりあ えずは「安定」したニーズがあるが、内実は TEFLと TESL との混同など改めて問い直す必要がある。第二言語教育政 策は、主として在日・在住の外国人への日本語教育が対象に なる。この分野には文科省の教育課程や学習指導要領はな い。教員採用試験もない。確かに、国語教育や英語教育な どとは目的や対象の学習者も異なる。しかし、教員養成の 政策はなくてよいのだろうか。国際補助語政策は、英語ー 辺倒の是非と 1990 年代あたりからの英語そのものの変 容 (Englishes) の問題が出てきている。 なお、 国際補助語は 自然言語でなく人工語にすべきだという議論は古くて新し い。「理想論・非現実的」の言説を超えて一度は国際補助語 の視座に入れる必要性がある。

少数話者言語教育政策で取り上げるべき言語はまずアイ ヌ語である。アイヌ新法が制定されて久しいが、アイヌ語 の維持・復活はますます難しくなっている。言語教育政策と してなんらかの措置を考えなければならない。在住・在日外 国人の母語・母文化の保障も必要である。日本は西欧と比べ るとこの種の言語支援は遅れている。たとえ行われていて も、日本社会への適応指導の一環や日本語教育支援であっ て、かれらの母語保持・伸張でも心理的支援でもない。 特別 支援学校などの「情報弱者」の言語保障も言語教育政策と して遅れている。幼小中高大院で、視覚・聴覚・知的障害者、 肢体不自由者への特別支援学級の整備は急がなければなら ない。3.11 における日本学術会議や日本語教育学会など の提言は、この点で非常に示唆的である。この領域にはも う1つ忘れてはならない政策がある。なんらかの理由で義 務教育を受けられなかった人たちへの対処である。このた めに夜間中学があるが、十分とはほど遠い現状である。

学校教育以外でおこなわれてる言語教育政策も必要である。巷のカルチャーセンター・文化センターの類やボランティア活動による言語教育への政策支援である。しかし、この学校外言語教育に対する物心両面の政府の支援は、極

政策動向・展望 エッセイ 1 めて不十分である。それでいて、この領域では学校教育が 為しえていないことをおこなっている。たとえば、朝日カ ルチャーセンターでは 31 言語を扱っている。大学である。大学であるのは東京外国語大学であるが、26 言語である。DILA という語学学校は実に 55 言語教育も きしている。ボランティアに支えられている言語教育もある。各県や市町村の国際交流課などを通じておこなわれている。本来ならば、国は県が予算をとって施策としておこなうべき言語教育政策である。

以上、4つの視点から日本の言語教育政策における課題を概観した。言語政策に関する問題は突き詰めていくと、精神的な差別や物質的な貧困、さらには、基本的人権や生存権までに至る非常に重い課題になるものが多い。JALPのような言語政策学会が問題提起したり、具体的な行動をおこしたりしないと、言語教育に係わる人でもこの種の問題があるということすら気づかない場合が多い。本学会の大会、地区研究会、あるいは紀要やニューズレター、ホームページを通して、できるだけ多くの情報と議論する場を、そして、行動する機会を提供していきたい。

## 【3. 政策動向・展望エッセイ】手話言語法(案)をめぐる動き

### 岡 典栄

2011年夏、全日本ろうあ連盟は、日本財団の助成事業として手話言語法(仮称)制定推進事業を開始したきに「情報・コミュニケーション法を」に向けて大「管理を見せている時期で、同年9月27日には「開報・コミュニケーション法を」全国集会が開発を認った。1、163、876年の署名が届けられ、21万部を記述のより、10月に入った。10月に入った。10月に入った。10月に入った。10月に入った『選率下の地方組織(ろう協会)には学習用パンフレットがあれていた。10月に入った『みんなで作る手話言語法』を頒布せよといパンフレットか、と地方組織の役職にある者はまた新しいパンフレットか、と

思いつつ、「情報・コミュニケーション法(案)」と「手話言語法(案)」の区別もつかないままに次のノルマを果たすために新たなパンフレットを販売し始めた。

手話言語法はそもそも何のために必要なのか。国連障害者権利条約(2006年採択、日本は2007年に署名)の批准のために必要なわけではない。国際条約は国会で批准されれば、日本国内で効力を持つようになる。例えば、日本の法律は外国人年少者が教育を受ける権利を規定していない。日本国内で学齢期にある外国人が教育を受ける権利は「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(日本は1979年に批准)の第13条(教育についての権利)がその根拠だ。つまり、国連条約を国内で発効させたければ、先に批准してしまうという方法もあり得る。

他方、障害当事者団体は、批准の前に国内法を整備しようという方針をとった。2011年には障害者基本法の改正が行われ、同第3条三に「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と規定され、手話は言語に合まれることが明示された。2012年には自立支援法に代わる障害者総合支援法が成立し、現在は障害者差別禁止法の制定に向けた準備が進められている。これら3本の法律の成立後に国連障害者権利条約を批准しようという流れである。

その中で、他の障害団体と共通項の多い「情報・コミュニケーション法」からなぜ全日本ろうを連盟は「手話話、点字をしたのだろう。前者であればに、方針変更をしたのだろう。前者であればにない。前者であり、ちょうであり、指点字やその他の方法であるとで、まずであり、方のでは、方のでは、ない手話にない。そのでは、18年度のでは

さらに森(2012:105)の指摘にあるように、手話の 法制度的な位置づけがなされている国々(主として欧州の

### 政策動向・展望 エッセイ 2

岡 典栄(おか・のり え)

★明晴学園中学部英語科 教諭。東京経済大学非常 勤講師。専門は社会言語 学、手話言語学。ろう児 のバイリンガル教育(日 本手話と日本語)および 英語習得を中心に研究。 国々)においても、手話の維持と保存が担保されているわけではないことに十分留意すべきである。

#### 参考文献

森牡也(2012)「世界各国における手話の法的位置づけ」『日本言語政策学会第 14 回大会予稿集』 104-106

# 【4. 研究動向・展望エッセイ その1】接触場面の社会言語学:欧米の研究潮流とともに

### 村岡 英裕

最近の英語圏での話題の1つにコールセンターがある。電気料金の領収書の数字に疑問をもったので確かめようと電話をすると、インド英語が聞こえてくるということが、肩をすぼめながら語られる。いわゆるサービス関連のアウトソーシングが海外に拡大されている、グローバリゼーションの一齣なわけだが、多様な英語とのつきあいが inner circle (Kachru 1992)の国々のふつうの住民にもひろがっていることがよくわかる。

こうしたディスコースを重視しながら人の移動による言語使用と言語政策を考える研究は欧米の社会言語学や言語教育政策にも平行してみられる。よく知られているように、インドやシンガポールなどでの現地化された世界英語の発

<u>村岡 英裕(むらお</u> か・ひでひろ)

★千葉大学、言語管理研究会代表を務める。専門は接触場面研究、教室談話分析。現在、モナシュ大学の客員研究員として豪州メルボルン滞在中。

展にともなって、英語教育政策においては英語規範の選択の問題が話題になる。英語の多様化がすすみ互いに不理解になるまで拡大してしまうことを憂慮する声が強くある一方で、S. Canagarajah などは人々の交渉のストラテッー能力が理解の問題を自然に解決すると主張して、英語の多元性を政策の基本にすえようとしている(Ruhdy and Saraceni 2006)。また英語帝国主義論に対して、House(2003)はドイツ語圏での実際の運用の検討から英語とドイツ語は機能の分担をしているだけでドイツ語に置き換わるような現象はみられないと指摘している。そして欧州評議会ではタブーだが、ヨーロッパではリンガフランカとしての英語と諸言語のダイグロシアが進行しているとのべている。

さらに注目すべきなのは、旧植民地国や移民の言語使用をフィールドとする Blommaert (2010)で、ディスつつスからグローバルな言語秩序までのミクロとマクロを、体組を提案している。その枠組を説明する余裕はないが、重要な点を3つあげておく。1つは、人の言語中であるであるにあるである。ま語リソースの利用もこの序列がうむ権力との、人々の言語リソースの利用もこの序列がうむ権力に対し、人々の言語リソースの利用もこの序列がうむ権力

冒頭にあげたコールセンターのインド英語が拡がるのは経済コストだけが理由ではないだろう。たとえば、ディスコースのレベルでは標準英語規範から否定的に評価される一方で、より上のスケール・レベルでは出身地域を問うことは差別であるとする社会的な態度(そこから外国人パワクセントを問題視しないという英語規範のディスエンパワーメントが派生する)がはたらいている可能性はないだろうか。こうした異なるスケール・レベルによる複雑な規範の相互作用がインド英語の促進の背後にはあるように思われる。

作用に対する意識ぬきには理解できないということだ。

ひるがえって、接触場面の社会言語学はミクロなディスコースを重視しながら、マクロな言語政策につながるよう

研究動向・展望 エッセイ 1 な研究の方法を見いだしてこなかった。英語圏に顕著なグローバルな人の移動は日本社会にもとどいており、規範の多様化もすこしずつ始まっている。今後の課題の1つは、日本のホスト社会や移動する人々がどのような言語使用を志向し、また志向しようとしているのか、より上のスケールのどのような規範に対応しているのかを明らかにすることであり、そうした基礎データに基づいた言語政策の可能性を追求することにあると思われる。最後になったが、接触場面の社会言語学の研究情報は言語管理研究会 HP(http://www2.atword.jp/languagemanagement/)を参考にしていただきたい。

### 参考文献

- Blommaert, J. 2010. The Sociolinguistics of Globalization. Cambridge University Press.
- House, J. 2003. English as a lingua franca: A threat to multilingualism? Journal of Sociolinguistics, 7/4, pp.556-78.
- Kachru, B. B. (ed.). 1992. The Other Tongue: English across Cultures. Urbana: University of Illinois Press.
- Ruhdy, R. and Saraceni, M. 2006. An Interview with Suresh Canagarajah, pp.200-13. In Rubdy, R. and Saraceni, M. (eds.), English in the World: Global Rules, Global Roles. London, New York: Continuum.

# 【5. 研究動向・展望エッセイ その2】 重層的な言語政策のストーリーをどう読み解くか -ビルマレストランでのインタビュー調査から-

### 猿橋 順子

ビルマは多民族・多言語国家で、その様相は在日ビルマ 人コミュニティにも反映している。都内の高田馬場駅周辺 に集中するビルマレストランの民族背景はビルマ族、シャ ン族、カチン族と一様ではない。

言語政策研究は、国家をはじめ政治組織体を政策主体とする見方と、いかなる集団や個人も政策主体となりうると

する見方に大別できよう。いずれの立場に立つかは研究デザインからデータ分析まで、一連の研究プロセスに影響を与える。筆者は後者の立場で在日ビルマレストランに見られる言語政策営為を明らかにする調査に取り組んでいるが、それでもスコープをどう据えるかによって、語りの意味が大きく変わるケースに直面した。その一例を紹介したい。

研究動向・展望 エッセイ 2

シャン民族の店主のBさんはレストランをはじめた経緯を次のように語った。

20年ほど前に僕はシャン民族文化協会っていうのを作ったんです、日本でシャンの人達が集まれるように、前はシャン料理の店 N で集まっていたんですけど、その店がなくなっちゃって、自分が勤めていた会社も下向きで、それで何かしようかって友達と相談して、レストランを始めたんです

レストランを開業した直接の理由は、在日シャン民族が集まれる場所を確保することと、Bさん自身が生計を立てるためだったという。ところが、この語りから発展してシャン民族文化協会の活動に話がおよぶと、言語政策主体としてのBさんの一面に出会うのである。

シャン民族文化協会ではシャン語の読み書きを教えています、軍事政権の時(1962年以降)に生まれたシャンの若い人達はシャン語やシャン文字が分からないんです、聞くのは分かるけど話せないとか、しゃべるのが恥ずかしいとか、だからシャン語教室で教えています

Bさんは現在のシャン民族が抱える言語継承の問題を指摘し、その問題を解決するために自ら教室を開いたという。 それはBさんの来日前の経緯とも深く関わっている。

ヤンゴン大学を卒業してシャン州の村で高校の先生を してました、その頃(60 年代半ば)から段々軍事政権 が厳しくなってシャン語は教えちゃいけないって、もし 教えたら罰される、それで3年で辞めて70年にラオス へ…

以上の3つの語りを個別に見ると、①経済的自立の語り、 ②言語継承の牽引者としての語り、③被抑圧者の語りと質 的には大きく異なる。しかしこれらはレストラン経営を軸 に相互に関連している。特に三つ目は、単独で見れば被抑 猿橋 順子(さるはし じゅんこ)

★青山学院大学国際政治経済学部。専門は言語政策、国際コミュニケーション。在日外国人に係わる言語対応努力について、加集団や組織レベルの言語政策という視点から研究している。

圧者の語りなのだが、二番目の語りと相互参照すると、言語継承の牽引者となる動機と資質の語りとも解釈できるのである。

言語政策研究は関与者間のパワーを扱う領域といっても 過言ではない。個人や小集団などの小さな主体に注目する 必要性は、従来の言語政策研究が国家といった強大な権威 主体に関心を偏らせてきたことへの反省に基づいている。 今後ますます多様な政策主体を扱う研究が蓄積されていく ことが期待されるが、その際には何を契機に、被抑圧や従 属、苦難の語りが自己決定やエンパワメント、展望の語り へと転換するのかといった語りの力動にも注目していく必 要があるだろう。

### 【6.2012年研究大会報告】 2012年研究大会をふりかえる

杉野 俊子(大会委員会理事、工学院大学)

2012年 研究大会報告

2012年度は、田中慎也前会長より引き継がれた森住衛新会長の下、麗澤大学で2日間にわたり開催された。「ケックを中心に、ケックを中心に、ケック大学のクロード・ジェルマン氏の講演や、全体シンでの「英語以外の外国語の選択必修化」についての外国語の選択必修化」についての外国語の選択必修のできた。16件もあり、興味深い発表を聞くことができた。また、インリティをして行われた3つの分科会、「マイノリティを力とである」、「第二言語としての日本語」、「聴覚障が口グの公教育」、「第二言語としての日本語」、「聴覚障が口がいるである」、「もとであることが出来た。会員の皆様会したのの多大なるご協力のもとに、大会場校の多大なるご協力のもとに、大会場をあることが出来たことを、関係各位に深く感謝申したの、第です。





**委員会からの** 報告・お知らせ

### 【7. 委員会からの報告・お知らせ】 【大会委員会からの報告】 東北地区研究会の報告(2012.9.23)

杉野 俊子(大会委員会理事、工学院大学)

6月のJALP大会(麗澤大学)の反省会において、関東や関西だけでない地区で研究会を開催したらどうかとで東北地区で研究会を東北地区大会の開催をお願いすることに京北地区大会の開催をお願いすることに京北地区大会の開催をお願いすることに京北地区大会の開催をお願いすることに京北地区大会の開催をお願いすることに京北地区大会の開催をお願いするにであったが、森住氏といる神どに大路を開発を開始が、研究者はなが、研究者はなが、研究者として初心に戻るといかけたが大きに貢献できることを問いかけたシンポジウムなどが大きに貢献できることを問いかけたシンポジウムなど、交充実したものであった。改めて、遠路はあかけたましたものであった。改めて、遠路はあかけたが、遠路は表別に感力と開催校のご協力に感謝申し上げたい。

プログラムの詳細は学会ホームページをご覧ください。http://jalp.jp/wp/?p=640

### 中部地区研究会の報告(2012.10.26)

日時 2012年10月28日(日) 13:00-17:00 場所 名城大学 名駅サテライ

プログラムの詳細は後日学会ホームページに掲載予定です。(http://jalp.jp/wp/)

### 九州地区研究会のお知らせ

日時:2012年12月8日(土)13:00-17:00

会場:宮崎市民プラザ(予定)担当校:宮崎大学

プログラムの詳細は後日学会ホームページに掲載予定です。(http://jalp.jp/wp/)

### 【事務局からのお知らせ】

★会員名簿作成に関するお願い

学会事務局では、会員皆様相互の連絡、とくに学術的な協力を検討するなどの目的で会員名簿は必要と考えております。年末にかけて会員名簿作成のための書類を発送いたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 【広報委員会からのお知らせ】

学会、研究会情報等の投稿を受け付けます。ご希望の方は事務局(jalp.jimu@gmail.com)に、氏名、所属を添えてご連絡下さい。原則として添付ファイルは送信できませんので、詳細が掲載されている HP などありましたら、そちらのアドレスにリンクを貼るようにご指示下さい。

\*ニューズレターの記事を学会や著者の許可なく引用・転写することは禁止されていますので、ご注意ください。